

最終更新日:2017年7月3日

株式会社ウッドワン

代表取締役社長 中本祐昌

問合せ先:総務人事部 0829-32-3333

証券コード:7898

<http://www.woodone.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営理念である「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を実践していく為に、経営に対する考え方、仕事への取り組み姿勢、判断の基準等をまとめ、これを経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めております。今後、さらにこの規範等の充実、整備をすすめてまいります。なお当社は、企業経営全般への監査、監視体制を充実させる為4名の監査役による監査体制を敷いております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社の株主における海外投資家の比率は、現時点においては相対的に高くはないと考えており、今後、海外投資家の比率上昇など、必要に応じて、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳につき検討してまいります。

【原則1-3】

当社は、資本政策の基本的な方針は定めておりません。
今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社の株主における海外投資家の比率は、現時点においては相対的に高くはないと考えており、今後、海外投資家の比率上昇など、必要に応じて、英語での情報の開示・提供につき検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名については、原則3-1(4)に定める方針に則って行っております。

原則3-1(4)

取締役・監査役候補の指名は、社内候補者については人格や識見、経験や実績などをもとにその責務を果たすことができる適任者を候補とし、社外候補者については、独立性を踏まえうえて、豊富な経験と知識を有する弁護士や企業経営者等から適任者を候補とする方針です。代表取締役、役付取締役および人事を担当する取締役が協議し、取締役会において決定するものとしています。
また、経営陣幹部・取締役の報酬については、原則3-1(3)に定める方針に則って決定しております。

原則3-1(3)

取締役の報酬は、役位や職務内容、対象期間の期待貢献度および連結業績などを考慮して株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会の決議を経て決定しております。
いずれも、社外取締役の具体的な関与はありませんが、客観的な判断ができているものと判断しております。

【補充原則4-14-1】

新任役員に対しては、経営陣として習得しておくべき一般的な法的知識等の習得のため、必要に応じて外部セミナーを活用してまいります。これに加えて社外から招聘する新任役員に対しては、当社の沿革・組織・事業に関する知識を習得するため、就任時に社史を使ったオリエンテーションや工場見学、SR見学などを行っております。
また、就任後については、取締役・監査役が、それぞれ必要と考えるセミナーに参加するなどしておりますが、今後は、コンプライアンス遵守などの法的知識等の更新の機会を提供するため、社外講師を招いて、社内でもセミナーを開催するなど引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、純投資目的での株式は保有しておりません。
お客様や取引先などの中・長期的な関係の維持、取引の拡大やシナジー効果が得られると期待しての保有であります。保有の継続については、年に1度、取締役会において検証を行っており、保有目的を達成できないと判断した場合には、取締役会決議により売却処分いたします。なお、取得についても、取締役会において総合的に判断いたします。
また、これらの株式に係る議決権は、総合的に判断したうえで、原則は賛成で行使いたしますが、当該企業に不祥事があった場合や、企業価値の向上にマイナスな影響を及ぼしかねない議案の提案がある場合には、個々慎重に検討を行ってまいります。

【原則1-7】

当社は、関連当事者との取引を行う場合には、その取引が会社や株主共同の利益を害することがないことを確認したうえで、取締役会で決議しております。なお、利害関係人が当該役員等となる場合には、当該役員を定足数から除いております。
また、当社は年に1回、当社およびグループ会社役員に対して、関連当事者取引についての調査を実施し、監視を行っております。

【原則3-1】

- (1) 当社の経営理念等の情報開示にあたっては、当社ウェブサイトで行っており、情報の即時性、公正性を目指しております。
会社の情報開示にあたっては、会社法、金融商品取引法などの関連法令や証券取引所の定める規則に則した適時適切な開示を行うとともに、当社ウェブサイトでの情報開示などにより、情報の即時性、公正性を目指しております。
- (2) コーポレートガバナンスの考え方については、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書にて開示しています。
- (3) 取締役の報酬は、役位や職務内容、対象期間の期待貢献度および連結業績などを考慮して株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会の決議を経て決定しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名は、社内候補者については人格や識見、経験や実績などをもとにその責務を果たすことができる適任者を候補とし、社外候補者については、独立性を踏まえうえて、豊富な経験と知識を有する弁護士や企業経営者等から適任者を候補とする方針です。代表取締役、役付取締役および人事を担当する取締役が協議し、取締役会において決定するものとしています。

(5) 新任候補者、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令上取締役会において決議すべきとされている事項および重要性等から取締役会で決議することが適当と認められる事項につき、「決議事項」として「取締役会規程」に定めたうえで、取締役会において判断・決定しております。そのほか、「職務権限規程」に定める職務権限表により、取締役会が、社長・役付取締役・取締役・執行役員等に対して権限の委任を行っております。

【原則4-9】

当社取締役会は、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に準じて、社外取締役候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社取締役会は、取締役10名（うち社外取締役2名）で構成されています。

社内から選任する取締役については、「営業部門」「製造部門」「間接部門」の各事業分野から、バランスを考えて選任しております。

また、社外取締役の選任については、補充原則4-9に記載しております独立性を踏まえうえて、豊富な経験・専門的な知識を有する弁護士や企業経営者等から選任し、公正・中立の立場で監督していただくことが有用と考えております。

【補充原則4-11-2】

当社では、社外取締役1名が他の上場会社の役員を兼任しております。兼任の状況の開示については、株主総会招集通知に添付の事業報告において毎年開示しており、現在の兼任状況は合理的な範囲と考えております。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性向上を目的として、全ての取締役・監査役に対してアンケートを配付し、各項目5段階での評価を行うとともに、意見を収集し、この結果をもとに取締役会において審議を行いました。

（アンケート項目の概要）

1. 取締役会の構成
2. 取締役会へ上程される議案、報告事項
3. 取締役会における審議の状況
4. 取締役会における利益相反の管理
5. その他（情報提供、意見交換の機会など）

（結果の概要）

アンケートの結果、取締役会は、利益相反の管理、取締役会に上程すべき議案・報告すべき事項の管理について適切に行われており、また取締役・監査役が自己の意見を発言しやすい環境のもと議論を行っており、重要な意思決定や業務執行の監督について、実効性を確保しているとの結論が得られました。

一方で、社外役員に対するより詳細な経営情報の提供方法や、取締役・監査役に対するトレーニングの機会の提供など改善すべき点についても確認いたしました。

今後は、改善すべき事項について対応を検討するとともに、更なる取締役会機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、新任役員に対しては、受託者責任についての一般的な知識や、経営陣として必要な法的知識等を習得するため、外部セミナーを活用しております。加えて、社外から招聘する新任役員に対しては、当社の沿革・組織・事業等に関して社史その他の資料によりオリエンテーションを行い、また、工場見学やSR見学を必要に応じて行うこととしております。

また、就任後は、取締役・監査役が、それぞれ必要と考えるセミナーに参加するなどして、取締役・監査役として期待される役割と責務を果たすために必要とされる知識の自己研鑽に努めております。

【原則5-1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の方針のもと株主、投資家との間で建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを行っています。

（統括責任者）

代表取締役社長を統括責任者として、株主、投資家との間で建設的な対話を実現するための体制整備・取組みを行っています。

（対話手段の充実）

対話の手段として、以下の取り組みを実施し、株主、投資家との対話の充実に努めています。

（1）株主総会

株主総会は、株主に対する説明責任を果たす場と位置づけ、株主総会招集通知等での情報開示とともに、当日の総会では、株主からの質問に対する丁寧な説明に努めています。

（2）機関投資家との対話

代表取締役社長をはじめ、「営業」「製造」「間接」の各本部を担当する取締役が出席して行う半期ごとの決算説明会、第1四半期、第3四半期に管理本部本部長出席のスマールグループミーティングを実施しているほか、個別説明等も実施しています。

（3）当社ウェブサイトでの情報開示

法定開示に加え、当社に関する有用な情報についても、積極的に開示しています。

（個別対話の実施）

上記のほか、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に有益と判断される場合には、情報開示の公平性に留意しつつ、個別に対話を実施することがあります。

（取締役会へのフィードバックの方法）

代表取締役社長および各取締役は、株主、投資家との対話によって得られた意見などを取りまとめ、定期的に取り締めに報告します。

（対話を補助する社内部門との連携）

IR担当部門である経理部および総務人事部が中心となり、戦略統括本部、その他関係部門など、専門部署に限定されない横断的な連携を図っています。

（インサイダー情報の管理）

当社は、株主、投資家との対話において、当社が規定する「インサイダー取引管理規程」に則り、インサイダー情報の漏洩に十分留意し、適切な情報開示に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中本不動産株式会社	4,382,174	8.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,439,000	6.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,683,862	5.45
中本雅生	1,475,923	3.00
中勇不動産株式会社	1,403,732	2.85
住建持株会	1,367,700	2.78
中本祐昌	1,301,091	2.64
日本生命保険相互会社	1,255,351	2.55
住建東海持株会	1,072,913	2.18
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,061,000	2.16

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秦 清	弁護士											
石橋 三千男	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秦 清	○	——	・弁護士としての専門的な知識・経験等を内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等に活かしていただくことを期待しております。 ・経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、また主要な株主でもないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
石橋 三千男	○	——	・税理士・公認会計士としての専門的な知識・経験等を内部統制機能、監督機能の強化に活かしていただくことを期待しております。 ・経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、また主要な株主でもないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査役と会計監査人は、定期的に年5回、また必要に応じて随時情報交換意見交換を行っております。
- ・内部監査部門として「内部監査室」を設置しております。内部監査室は、当社各事業所および一定の基準に従い選定した子会社の業務の有効性・効率性およびコンプライアンスの状況を監査しており、監査役は、内部監査室から当該監査について適時報告を受けております。
- ・監査役、内部監査室および会計監査人とは、相互に連携し、必要に応じて合同で事業所や子会社の監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三輪 洋二	税理士													
森川 和彦	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三輪 洋二		——	三輪氏は、税理士として豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経理面について、客観的かつ適切に監査でき、これにより監査体制の強化を図ることができるものとして社外監査役に選任しております。 なお、財務・会計に関する知見を有する監査役であります。
森川 和彦	○	——	・弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしたいだけのもので社外監査役に選任しております。 ・経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、また主要な株主でもないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

定時株主総会におけるストックオプションとしての新株予約権発行に関する決議に基づき、取締役会にて割当決議を行っております。
なお、取締役については、第54回定時株主総会で決議された「ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額500百万円以内(年額)」で報酬等として付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的として、社内取締役および執行役員を対象に付与しております。
なお、ストックオプションを付与された者が退任または退職する場合は、取締役会の決議に基づき、退任または退職後も、引続き権利を行使することができます。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年3月期において支払われた役員に対する報酬等の総額は、以下のとおりです。
取締役(10名) 205百万円(うち、社外取締役2名 5百万円)
監査役(5名) 15百万円(うち、社外監査役2名 6百万円)
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬は、平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会で決議された取締役300,000千円(年額)、監査役40,000千円(年額)を上限として取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により決定しております。
なお、取締役については上記とは別に、平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会において決議された500,000千円(年額)以内でストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等を取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、原則として総務人事部の担当者が行っております。
社外監査役へのサポートは、基本的に常勤監査役が行っておりますが、庶務的事項、取締役会に関する事項(資料配付等)、その他情報伝達は、必要に応じて総務人事部の担当者が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、重要な業務執行の決定および業務執行状況の報告を行うため、原則月1回の取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会で業務執行状況の報告を遅滞なくかつ詳細に行うことにより、取締役相互で業務執行に対する監督を行っております。

当社は取締役会のほかに、1)役員会(取締役、監査役、執行役員で構成)、2)経営統括会議(取締役(一部)執行役員(一部)、その他幹部社員で構成)を設置しており、取締役相互間の業務執行に対する監督、監査役による業務執行に対する監督に加えて、これらの会議体による客観的な業務執行に対する監督を行っております。

業務執行が効率的かつ機動的に行われることを目的として設置しているこれらの会議は、役員会は原則月1回、経営統括会議は原則週1回開催しております。取締役会で決定され当該会議に委任された事項や、経営上重要と判断される課題等に対して討議し、意思疎通を図り、意見交換を行い、進捗管理を含めて当該会議の参加者相互に監督を行っております。

監査・監督体制については、当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役は取締役会および役員会に出席し、経営統括会議の議事録を閲覧し、また必要あるときは個別にヒアリングを行うなどして、取締役等の業務執行につき詳細な把握を活発に行い、客観的かつ厳正な監督を行っております。

監査役機能強化に係る取組み状況については、内部監査室が各事業所および一定の基準に従い算定した子会社の業務の有効性・効率性およびコンプライアンスの状況を監査し、その監査結果を適時監査役に報告しております。また、内部監査室のほか、監査役が必要とする監査を行うために、監査役の指示によりその都度適切なスタッフ(総務・経理等)が監査業務の補助にあたっております。そのほか「経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】に記載しております。

当社は、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。賠償責任限度額は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役
法令の定める額
- ・会計監査人
40,000千円または西日本監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち、最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役は、各自が自由・独立の立場から経営に参画しており、活発な意見交換を行いながら職務遂行状況を客観的に把握し、互いに監督できる状況にあります。社外取締役は、その客観的な立場から、取締役会のより一層の透明性の向上および監督機能の強化に取り組みます。また監査役は、常時取締役会に出席し、客観的な立場から適時発言がなされています。これらにより、監査機能が十分に機能する体制であると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第65回定時株主総会を平成29年6月28日(水)に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごと(年2回)に決算説明会を実施しております。 機関投資家の方々を対象に、社長をはじめ、「営業」「製造」「間接」の各部門を担当する取締役が出席して、業績の報告および見通し、営業戦略、商品戦略、経営方針等について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、適時開示資料、任意開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部および総務人事部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」「経営信条」「コンプライアンス・マニュアル」等において規定おります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境報告書を作成し、当社ウェブサイトで公開しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について、次のとおり決議しております。

1. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法令および「文書保存規程」等の当社社内規程に従い、取締役および使用人の職務の執行に係る情報を文書に記録し、適切に保存・管理を行うものとし、ます。
2. 当該株式会社および当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 全体のリスク管理を推進するため、「リスク管理規程」を定めるものとします。
 - 2) 前項の「リスク管理規程」に従い、リスク管理担当の役員を置くものとします。担当の役員は当社の総務担当取締役がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行うものとし、ます。
 - 3) 各社においては、定期的に顕在的リスクおよび潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策およびリスク現実化の際の対応策等を策定するものとします。
 - 4) リスク管理については、「リスク管理規程」および「地震等大規模災害対策マニュアル」等のほか、「与信稟議規程」、「稟議規程」、「コンピューター等通信機器の利用とセキュリティのガイドライン」等の規程、マニュアル類等を定めるものとし、今後必要に応じて見直しを行うものとします。
3. 当該株式会社および当該株式会社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月1回の定例の取締役会を開催するものとします。また、経営効率を向上させ、取締役および使用人の職務の執行が効率的かつ機動的に行われるために、社長を長とし関係取締役および関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催するとともに、グループ会社間でのテレビ会議を原則月1回開催するものとします。
 - 2) 毎事業年度の経営計画については、全社計画を各社で策定し具体策を立案および実行するものとします。
 - 3) 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、取締役、執行役員等の役員と使用人との役割分担および指揮命令関係ならびに部署毎の職務の分掌等を明確化することにより、職務の執行の効率化を図るものとします。
4. 当該株式会社および当該株式会社の子会社から成る企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人全員は、その職務を執行する際の基本姿勢、理念、行動規範等についての基本的な考え方として、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、当社および当社グループ会社の取締役および使用人全員に対し遵守すべき行動規範等を周知・徹底させ、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めるものとします。
 - 2) 取締役の職務の執行については、「取締役会規程」に従い、取締役会を適切に運営し、原則月1回開催する取締役会等の会議において、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督することにより、法令または定款違反を未然に防止するものとします。
 - 3) コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス基本規程」を定め、コンプライアンス担当の役員を置くものとします。担当の役員は総務担当取締役がこれにあたり、総務人事部が中心となり当社の全社的なコンプライアンス体制の構築、運営等を統括するものとします。
 - 4) 「職務権限規程」、「稟議規程」等の責任、権限および意思決定に関するルールに基づき、取締役および使用人の職務執行が適法かつ適正に行われる体制を運営するものとします。
 - 5) 「お客様個人情報保護規程」、「コンピューター等通信機器の利用とセキュリティのガイドライン」、「インサイダー取引管理規程」等に基づき、情報管理および情報開示が適切に行われる体制を運営するものとします。
 - 6) 「内部通報規程」を定め内部通報制度に基づく体制を整備・運営し、社内に周知するとともに、コンプライアンスを統括する部署が取締役および使用人等からの通報および相談を受け付けるものとします。
 - 7) 財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するものとします。
 - 8) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求は一切拒絶し、毅然とした態度を貫くものとします。
5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は、グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、当社グループに「コンプライアンス基本規程」の遵守等適切な法令および定款の遵守体制を構築および運営させるものとします。
 - 2) 当社は、当社グループ会社各社の経営について、各社の自主性を尊重しつつも、各社から事業内容の定期的な報告を受け、各社の重要案件については事前に協議を行い、当社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項については、当社取締役会または経営統括会議の事前承認を必要とするものとします。
 - 3) 監査役は、当社グループの連結経営に対応した当社グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、当社グループ各社のコンプライアンス推進責任者との緊密な連携等的確な体制を構築するものとします。
6. 当該株式会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が補助使用人の設置を求めた場合には、人事担当取締役は、補助使用人の人数および地位等について、監査役の意見を最大限尊重して、当社使用人の中から監査役の補助使用人を任命するものとし、その任命された使用人がこれにあたります。
7. 当該株式会社の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会を補助すべき使用人の任命、人事異動および懲戒処分については、監査役会の同意を必要とします。
8. 当該株式会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の補助使用人に対する指揮命令権限は、監査役に帰属するものとします。
9. 当該株式会社の取締役および使用人ならびに当該株式会社の子会社の取締役、監査役および使用人が当該株式会社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
以下に掲げる事項を速やかに当該株式会社の監査役に報告するものとします。
なお、報告を受けた監査役は、直ちに監査役会に当該事項を報告するものとします。
 - (1) 当社または当社グループにおける法令もしくは定款に違反する行為または不正の行為
 - (2) 当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - (3) 当社または当社グループの信用を著しく失墜させる事態
 - (4) 担当部署が行った内部監査の結果
 - (5) 内部通報制度に基づく通報状況および内容
 - (6) 上記(1)から(5)までの他、監査役が報告を求める事項

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合は、直ちに適切な措置を講じるものとします。
11. 当該株式会社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。
12. その他当該株式会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役は、取締役会、経営審議会等の会議に出席し、また関係部署の調査を行い、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じその内容につき取締役および使用人に説明を求めることができるものとします。
 - 2) 監査役は、コンプライアンス担当役員およびリスク管理担当役員と緊密な連絡を取りコンプライアンス体制およびリスク管理体制の状況報告を受けるものとします。監査役は、かかる報告を受け、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の改善等を求めることができるものとします。
 - 3) 前項のほか、監査役は、業務執行取締役および重要な使用人に対して、個別に事業報告を求めることとします。
 - 4) 監査役は、会計監査人との間でその監査計画について事前に協議を行うものとし、また、会計監査の結果について報告を受けるとともに情報の交換等を行うなど連携を深めるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、当社の健全な企業活動の阻害および法令等違反に繋がる反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求は一切拒絶し、関係機関とも連携して毅然とした態度を貫くものとします。
なお、「コンプライアンスマニュアル」において、反社会的勢力との関係を一切排除する旨を明記し、周知しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させるために平成26年6月26日開催の株主総会及び平成29年6月28日開催の株主総会において、それぞれ第四回信託型買収防衛策（以下「信託型防衛策」という）と第六回事前警告型買収防衛策（以下「事前警告型防衛策」という）の導入をご承認いただきました。

買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、信託型買収防衛策の有効期限である平成29年9月30日までの間は原則として信託型防衛策が選択されますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、信託型防衛策に代えて事前警告型防衛策が発動されることがあります。従いまして信託型防衛策に基づく対抗措置と事前警告型防衛策に基づく対抗措置が同時に発動されることはありません。

なお信託型防衛策および事前警告型防衛策の導入の目的およびスキームならびに当社の「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容に関しては、当社ウェブサイトのIR情報にてご確認ください。

・平成26年5月26日付「第四回信託型買収防衛策及び第五回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」

http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20140526_baisyuboueisaku.pdf

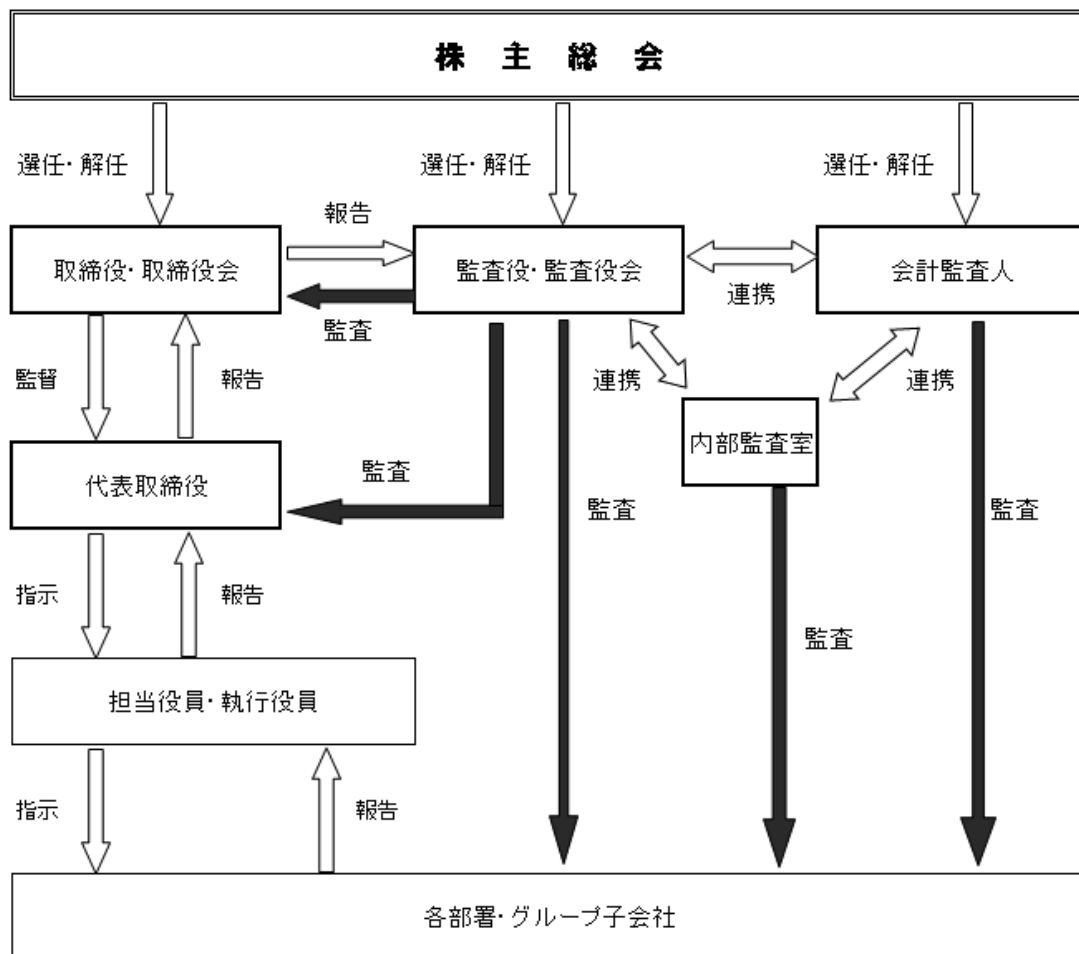
・平成29年5月25日付「第六回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」

http://www.woodone.co.jp/company/wp-content/uploads/sites/8/2017/05/20170525_baishuboueisaku.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社においては「コンプライアンス基本規程」、「コンプライアンス・マニュアル」、「経営理念手帳」等に基づき取締役および使用人全員の法令遵守および高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めております。適時見直しを行い、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の更なる運営を推進していくことが必要と考えております。

コーポレート・ガバナンス： 模式図



当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

また、随時、総務人事部および経理部において、重要事実が発生していないか情報収集を行っており、重要事実の発生（可能性を含む）を確認した場合には、情報取扱責任者へ報告し、所定の手続きを取り、開示の検討を行い、開示が必要な案件については、適時適切に開示手続きを行っております。

決算関係の情報については、会計監査人、監査役と連携し、取締役会で承認されたのち開示を行っております。

